



認証手続規程

第 1.9 版

2020 年 10 月 6 日

文書番号 : D-C-001

CSSC 認証ラボトリー



改訂履歴

版	制定／改訂日	理由及び内容	作成者	承認者
1.0	2013/8/30	第1.0版制定	吉松	小林
1.1	2013/9/24	諸改訂	吉松	小林
1.2	2013/12/06	諸改訂	吉松	小林
1.3	2014/1/17	諸改訂	吉松	小林
1.4	2014/9/18	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッダーのごみを削除 ・料金表の項目を修正 	吉松	小林
1.5	2014/9/24	<ul style="list-style-type: none"> ・「CRT 報告書」を用語定義 ・「CRT 報告書」に文書番号を追記 ・「CSSC のホームページ」→「CSSC 認証ラボラトリーのホームページ」に変更 ・「CRT 評価」→「CRT 試験」に変更 ・「8. 認証の授与」：「請求書」を削除 ・「10. EDSA 認証審査費用」：「手数料」を削除 ・「付属書 A」：不要な改行を削除 	吉松	小林
1.6	2015/1/19	<ul style="list-style-type: none"> ・「13.2 再評価の実施」で「EDSA 認証では一時停止は無い」ことを脚注に明記。 ・「14. 認証の一時停止又は取消」の内容が「一時停止」に関係しないので章名称から『一時停止又は』を削除。 ・「ISASecure 認証マーク等の取扱」の(9)で「EDSA 認証では一時停止は無い」ことを脚注に明記。 ・「2.2 用語の定義」の(5)に評価報告書と認証報告書の定義を記載。 ・「7. 評価報告」の「認証報告書」→「評価報告書」に変更。 ・「8. 認証の授与」で、評価報告書、認証報告書を使い分けて記載。 	吉松	小林
1.7	2015/5/25	<ul style="list-style-type: none"> ・「認証業務基本規程 (D-A-001)」→「品質マニュアル (D-A-011)」(ISO/IEC17065 移行の為) 	吉松	小林
1.8	2020/04/14	<ul style="list-style-type: none"> ・認証申請書(R-C-001) →認証・試験申請書(R-C-001)の修正	木内	渡部
1.9	2020/10/06	<ul style="list-style-type: none"> ・「宣言」を追加し、公平性及び非差別性の順守を謳う文書を記載 	吉松	渡部



目次

宣言.....	1
1. 目的.....	1
2. 略語および用語.....	1
2.1 略語の定義.....	1
2.2 用語の定義.....	2
3. 評価及び認証の規格.....	3
4. EDSA 認証申請の準備.....	3
4.1 遵守すべき事項.....	3
4.2 EDSA 認証に関する情報.....	3
5. EDSA 認証申請.....	3
5.1 EDSA 認証申請の手順.....	3
5.2 認証申請取下げ.....	3
5.3 認証審査契約の締結.....	3
5.4 評価実施計画書の確認.....	3
6. 評価の実施.....	3
6.1 CRT 試験.....	4
6.2 FSA 評価.....	4
6.3 SDSA 評価.....	4
7. 評価報告.....	4
8. 認証の授与.....	4
9. 異議申し立て、苦情及び紛争.....	4
10. EDSA 認証審査費用.....	4
11. マークサーベイランス.....	5
12. 認証製品登録簿等記載事項変更.....	5
13. 再評価.....	5
13.1 再評価の条件.....	5
13.2 再評価の実施.....	5
14. 認証の取消.....	5
15. 認証等の承継.....	6
16. EDSA 認証を授与された申請者の責務.....	6
17. EDSA 認証を授与された申請者に対する苦情の記録.....	6
18. ISASecure 認証マーク.....	7
19. ISASecure 認証マーク等の取扱.....	7



附属書 A : EDSA 評価要件	9
附属書 B : 料金表	11



認証手続規程

宣言

CSSC 認証ラボラトリーは認証機関として公平性と非差別性を順守します。

1. 目的

本規程は、CSSC 認証ラボラトリーが認証機関として実施する EDSA 評価及び認証制度において、申請者が EDSA 認証を得るための手順及び手続を定めることを目的とします。

2. 略語および用語

2.1 略語の定義

本規程において使用する略語は、**品質マニュアル(D-A-011)**の「認証機関に対する要求事項」において使用する略語の例によります。

ASCI	計測制御標準適合性機構 (Automation Standards Compliance Institute)
ARP	アドレス解決プロトコル (Address Resolution Protocol)
CRT	通信ロバストネステスト (Communication Robustness Testing)
ED	組込み機器 (Embedded Device)
EDSA	組込み機器セキュリティ保証 (Embedded Device Security Assurance)
FSA	機能セキュリティアセスメント (Functional Security Assessment)
IACS	産業オートメーション及び制御システム (Industrial Automation and Control System(s))
IETF	インターネット技術タスクフォース (Internet Engineering Task Force)
ICMP	インターネット制御メッセージプロトコル (Internet Control Message Protocol)
IEEE	米国電気電子学会 (Institute of Electrical and Electronic Engineers)
IP	インターネット (ネットワーク層) プロトコル (Internet Protocol)
IPv4	インターネットプロトコル, バージョン 4 (Internet Protocol version 4) (32 ビットのネットワーク層アドレスを使用)
IPv6	インターネットプロトコル, バージョン 6 (Internet Protocol version 6) (128 ビットのネットワーク層アドレスを使用)
MAC	データリンク層のメディアアクセス制御 (Media Access Control) 副層
ISCI	ISA セキュリティ適合性協会 (ISA Security Compliance Institute)
SDSA	ソフトウェア開発セキュリティアセスメント (Software Development Security Assessment)
TCP	伝送制御プロトコル (Transmission Control Protocol)
UDP	ユーザデータグラムプロトコル (User Datagram Protocol)



2.2 用語の定義

本規程において使用する用語は、特別の定めのある場合を除き、次に定める用語のほか、「附属書 A」に掲げる EDSA 評価要件において定義される用語の例によります。

(1) **EDSA 認証機関：**

EDSA 評価及び認証を実施する組織（以下「認証機関」という。）。

(2) **組込み機器：**

組込みソフトウェアを実行する特殊目的のデバイスであり、産業プロセスを直接監視し、制御し、又は作動させるように設計されたもの。

(3) **EDSA 評価：**

組込み機器に関して、認証機関が EDSA 評価要件にてらして評価すること。

(4) **CRT 試験報告書(C-B-201)：**

申請者に対して CRT 試験の結果の報告を行うために、認証機関が発行する文書。

(5) **評価報告書/認証報告書(C-B-101)：**

申請者に対して EDSA 評価結果の報告を行うために、認証機関が発行する文書であり、下記をとりまとめた認証審査としての最終報告書。

① **CRT 試験報告書(C-B-201)：**

② **FSA 評価結果及び SDSA 評価結果：**

認証機関が行った FSA 評価及び SDSA 評価の結果。

評価報告書は認証判定委員会の判定を経て認証報告書になります。

(6) **EDSA 認証：**

組込み機器が「附属書 A」に掲げる EDSA 評価要件を満たしていることを、認証機関が保証すること。

(7) **認証書(C-B-001)：**

組込み機器が「附属書 A」に掲げる EDSA 評価要件を満たしていることを証明するために認証機関が発行する文書。



3. 評価及び認証の規格

評価及び認証は、「附属書 A」に掲げる EDSA 評価要件に基づきます。

4. EDSA 認証申請の準備

4.1 遵守すべき事項

申請者は、本規程を常に遵守しなければなりません。

4.2 EDSA 認証に関する情報

申請者は、EDSA 認証に係る申請等の手続きを行うために必要な情報を、CSSC 認証ラボラトリーのホームページから取得することができます。

5. EDSA 認証申請

5.1 EDSA 認証申請の手順

(1) 申請者は、申請に必要な書類を各 1 部作成し認証機関に提出しなければなりません。

申請書は指定された部分を除き、日本語による申請のみ受け付けます。申請に必要な書類は、次のとおりです。

- ・本申請に関して権限及び責任を有する者(以下、「申請責任者」という。)が署名又は押印した**認証・試験申請書(R-C-001)**。

(2) 上記申請書が受理されると、認証機関から申請受付メールと費用見積書が送付されます。

5.2 認証申請取下げ

認証申請の取下げを希望する場合は、**認証申請等取下げ届 (R-C-002)**を提出することにより、申請を取り下げることができます(なお、取下げ時点までにかかった費用を請求する場合があります)。

5.3 認証審査契約の締結

申請者は、申請責任者が署名又は押印した**認証審査契約書(R-B-006)**を 2 部作成のうえ、認証機関に提出してください。

5.4 評価実施計画書の確認

認証機関の作成する **EDSA 評価実施計画書(R-B-003)** (日程、場所、評価員、評価実施内容、事前準備内容など) の内容について、確認してください。

6. 評価の実施

認証機関で EDSA 評価を実施します。EDSA 評価には 3 種類の試験/評価 (CRT 試験、FSA 評価、SDSA 評価) があり、「附属書 A」に掲げる EDSA 評価要件に適合するかを評価します。



6.1 CRT 試験

EDSA 評価実施計画書(R-B-003)に指定された場所、スケジュールで CRT 試験を実施します。CRT 試験では、申請者が事前に準備した評価機器を設置したあと、認証機関がこの環境を使って CRT 試験を行います。評価実施中に問題が発生した場合、申請者に問い合わせを行うことがあります。

6.2 FSA 評価

EDSA 評価実施計画書(R-B-003)に指定された場所、スケジュールで FSA 評価を実施します。FSA 評価では書類及びヒアリングにより審査を行います。一部の評価項目については、実機でその機能の確認を行うため、その準備が必要です。

6.3 SDSA 評価

EDSA 評価実施計画書(R-B-003)に指定された場所、スケジュールで SDSA 評価を実施します。SDSA 評価では書類及びヒアリングにより審査を行います。

7. 評価報告

認証機関は、**CRT 試験報告書(C-B-201)**を送付しますので、内容を確認してください。認証機関は、申請者の承認を得た報告書をもとに、これらを取りまとめた最終の**評価報告書(C-B-101)**を作成して送付しますので、内容を確認してください。

8. 認証の授与

認証機関は、内部の認証判定委員会にて、**評価報告書(C-B-101)**をもとに認証の最終判定を行います。認証が承認されると、認証機関は申請者に**認証書(C-B-001)**、**認証報告書(C-B-101)**¹を送付します。

9. 異議申し立て、苦情及び紛争

認証機関に対しての異議申し立て、苦情がある場合は、認証機関の問い合わせ窓口ご連絡してください。

認証機関の解決手順によって納得のいく解決に至らない場合、申請者は、ISCI に苦情を訴えることができます。

10. EDSA 認証審査費用

申請者は、旅費等の必要経費を含め「附属書 B」の料金表に定める EDSA 認証の請求書を認証機関から受領したときは、速やかに指定の口座へ入金して下さい。

¹ 評価報告書は認証判定委員会の判定後、認証報告書になります。



11. マークサーベイランス

認証された申請者に対して、認証機関は、ISASecure 認証マークが適切に使用されているかの確認（マークサーベイランス）を実施することがあります。その場合、認証された申請者は、マークサーベイランスが円滑に実施できるよう認証機関に協力しなければなりません。

12. 認証製品登録簿等記載事項変更

認証された申請者は、**認証書(C-B-001)**に記載された事項に変更が生じたときは、遅滞なく、**認証製品登録簿等記載事項変更届(R-C-003)**を認証機関に届け出なければなりません。届が受理されると、記載事項の変更が反映された**認証書(C-B-001)**と請求書が送付されます。

13. 再評価

13.1 再評価の条件

下記の条件に当てはまる場合、認証機関は必要に応じて再評価を実施することがあります。再評価が必要な場合、**再評価指示書(R-B-007)**が認証機関から送付されます。

- (1) 認証された申請書の所有者、組織運営機構又は経営者の変更があった場合
- (2) 製品が認証システムの要求事項に適合していない可能性を示す何らかの情報があつた場合

13.2 再評価の実施

再評価を実施する場合は、**認証・試験申請書(R-C-001)**（再評価）を認証機関に提出してください。認証機関では、再評価範囲を限定し部分的な評価を実施します。

また、一時停止が要求される認証では再評価が完了するまでの間、認証は一時停止され、当該認証の一時停止が認証機関から公表されますので、認証された申請者は、当該組込み機器を認証済みであるとして供給してはなりません。²

なお、再評価の結果によっては認証の取消になることがあります。

14. 認証の取消

次の場合、認証機関が認証を取消しますので、申請者は、**認証書(C-B-001)**を認証機関に遅滞なく返納して下さい。

- (1) **認証審査契約書(R-B-006)**に違反する事実が認められ、かつ、改善の指示の効果が認められない場合
- (2) 不正な手段により認証を受けた場合
- (3) **認証書(C-B-001)**発行後の申請者による認証に係る文書及び ISASecure 認証マークの不正な使用等による場合

² EDSA 認証では一時停止はありません。



- (4) ISASecure 認証マークの使用を監視する中で、ISASecure 認証マークが不適切に利用されている場合

15. 認証等の承継

認証された申請者が、**認証書(C-B-001)**等に記載されている組込み機器等に係る事業のすべてを譲渡した場合、又は当該事業について合併があった場合、認証された申請者となる当該事業のすべてを譲り受けた法人又は合併後の法人・個人は、**認証製品登録簿等記載事項変更届(R-C-003)**にその事実を証明する書類を添付して提出しなければなりません。

16. EDSA 認証を授与された申請者の責務

認証された申請者は、次の事項を遵守する必要があります。

- (1) 申請者は、組込み機器を認証済みであるとして供給するときは、認証機関から発行された**認証報告書(C-B-101)**及び**認証書(C-B-001)**で識別された組込み機器を、認証された条件の下で供給しなければなりません。認証された組込み機器に改変を加えた際には、改変後のバージョンを認証された組込み機器として市場に供給してはなりません。改変後のバージョンで認証を継続しようとする場合には、改変後のバージョンで新たに認証を取得する必要があるため、新たに申請書を提出してください。
- (2) EDSA 評価要件が改訂された場合は、認証された組込み機器に対して改訂後の EDSA 評価要件は適用されず、以前の認証は継続されます。
- (3) 申請者は、「17. EDSA 認証を授与された申請者に対する苦情の記録」に定める認証された組込み機器についてのセキュリティに関する苦情のすべてを記録しなければなりません。
- (4) 申請者は、認証済み組込み機器が、EDSA 評価要件に適合していない可能性を示す何らかの情報を得た場合は、遅滞なく、その旨を認証機関に報告しなければなりません。申請者が認証の継続を望む場合、当該報告の結果、認証機関から何らかの指示があった場合には、その指示に従わなければなりません。これには、認証機関から再評価の指示があった場合に費用を負担することを含みます。

17. EDSA 認証を授与された申請者に対する苦情の記録

- (1) 認証された申請者は、認証された組込み機器についてのセキュリティに関する苦情のすべてを記録するとともに、それらに対して適切な処置をとり、その処置についても記録しなければなりません。
- (2) 認証機関から、認証された組込み機器についての上記の苦情及びそれに対する処置の記録提出の指示があった場合は、認証機関にその記録を提出しなければなりません。何らかの理由でその記録を提出できない場合は、認証機関の要員による当該記録の閲覧を認めなければなりません。



18. ISASecure 認証マーク

ISASecure 認証マークは、次に掲げるものであり、**認証書(C-B-001)**が EDSA 評価及び認証制度の条件に従って発行されたことを示すものです。認証された申請者の要請により、認証機関から ISASecure 認証マークの電子的なコピーが配布されます。



19. ISASecure 認証マーク等の取扱

- (1) **認証書(C-B-001)**及び**認証報告書(C-B-101)**の著作権は、CSSC が保有します。
- (2) ISASecure 認証マークの使用に関する独占的な権利は、ASCI が保有します。
- (3) 認証された申請者は、認証されたデバイスの詳細バージョンやその認証のバージョンを公開しなければなりません。
- (4) 認証された申請者は、組込み機器が、「附属書 A」に掲げる EDSA 評価要件に適合していると認証されていることを示すためのみに ISASecure 認証マークを使用しなければなりません。その際には、認証された申請者は、ISASecure 認証の対象となった認証範囲を逸脱して示してはなりません。
- (5) 認証された申請者は、ISASecure 認証の信頼性を損なうような**認証書(C-B-001)**、**認証報告書(C-B-101)**及び ISASecure 認証マークの使い方をしてはなりません。
- (6) 認証された申請者は、**認証書(C-B-001)**、**認証報告書(C-B-101)**又はその一部分であっても、誤解を招くような方法で使用してはなりません。
- (7) 認証された申請者は、**認証書(C-B-001)**が発行された場合、ISASecure 認証マークを、書類、パンフレット、宣伝・広告、製品パッケージ等に使用するとき、ISASecure 認証マークの傍など組込み機器の使用者が認識しやすい適切な場所に、当該 ISASecure 認証番号及び認証レベルを示してください。
- (8) ISASecure 認証マークは、認証された製品の 1 台ごとに付けてください。それが不可能な場合には、最小のパッケージに付けてください。
- (9) 認証された申請者は、ISASecure 認証の一時停止又は取消の場合、ISASecure 認証を言及しているすべての宣伝・広告などを中止し、認証機関の指示に従い、ISASecure 認証によって得られた**認証書(C-B-001)**等のすべてを返却しなければなりません。また、認証済みであるとして製品を市場に供給してはなりません。当該製品の利用者に対しては、認証の一時停止又は取消の旨を通知してください。必要に応じて、認証機関は、申請者に対して製品の回収を指示することがあります。³

³ EDSA 認証では一時停止はありません。





附属書 A : EDSA 評価要件

本附属書では、EDSA 認証における要求事項として以下の規格を参照する。これらの規格において有効な規格バージョン等の情報は、認証機関がホームページ等を通じて別途公表する。

[EDSA-200] ISA Security Compliance Institute - Embedded Device Security Assurance
- ISASecure EDSA chartered laboratory operations and accreditation

[EDSA-204] ISA Security Compliance Institute - Embedded Device Security Assurance
- Instructions and Policies for use of the ISASecure Symbol and Certificate

[EDSA-206] ISA Security Compliance Institute - Embedded Device Security Assurance
- ISASecure EDSA CRT laboratory operations and accreditation

[EDSA-300] ISA Security Compliance Institute - Embedded Device Security Assurance
- ISASecure certification requirements

[EDSA-301] ISA Security Compliance Institute - Embedded Device Security Assurance
- Maintenance of ISASecure certification

[EDSA-310] ISA Security Compliance Institute - Embedded Device Security Assurance
- Common requirements for communication robustness testing of IP-based protocol implementations

[EDSA-311] ISA Security Compliance Institute - Embedded Device Security Assurance
- Functional Security Assessment

[EDSA-312] ISA Security Compliance Institute - Embedded Device Security Assurance
- Software Development Security Assessment

[EDSA-401] ISA Security Compliance Institute - Embedded Device Security Assurance
- Testing the robustness of implementations of two common "Ethernet" protocols

[EDSA-402] ISA Security Compliance Institute - Embedded Device Security Assurance
- Testing the robustness of implementations of the IETF ARP protocol over IPv4

[EDSA-403] ISA Security Compliance Institute - Embedded Device Security Assurance
- Testing the robustness of implementations of the IETF IPv4 network protocol

[EDSA-404] ISA Security Compliance Institute - Embedded Device Security Assurance
- Testing the robustness of implementations of the IETF ICMPv4 network protocol

[EDSA-405] ISA Security Compliance Institute - Embedded Device Security Assurance
- Testing the robustness of implementations of the IETF UDP transport protocol over IPv4 or IPv6

[EDSA-406] ISA Security Compliance Institute - Embedded Device Security Assurance
- Testing the robustness of implementations of the IETF TCP transport protocol over



IPv4 or IPv6



附属書 B : 料金表

認証の費用は、認証を申請される機器の複雑さにより大きく変動します。

下記の料金表はある特定機器を参考にした料金表です。実際の認証費用に関しては EDSA 認証申請をご提出頂いた後、認証申請される機器の複雑さを勘案して正式な見積もりをさせていただきます。

(料金表 (税別) : ご参考)

費目	価格	説明
申請料	¥350,000	申請受理業務に係る諸経費
FSA 審査料	¥5,000,000	審査業務に係る作業費
SDSA 審査料		
CRT 審査料		
認証料	¥1,100,000	審査合否判定業務に係る諸経費
追加審査料	個別見積もり	審査基本料金超過分を実費請求
審査付帯費用	¥250,000	判定業務に係る雑費
認証書等発行料	¥30,000	認証書等の発行手数料 (/枚)

機器が EDSA 認証に合格した場合、上記費目以外に、ISCI(ISA Security Compliance Institute)のウェブサイトに認証機器の情報を掲載するための ISCI への申請料が別途かかります。

ISCI への申請料 : ISCI 会員の場合 ¥ 825,000 (税別)

ISCI 非会員の場合 ¥1,375,000 (税別)